

現物のインド株式に投資するETFが初登場

「iFreeETF インドNifty50」設定のお知らせ

2024年7月31日

大和アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小松幹太、以下「当社」）は、「iFreeETF インドNifty50」（証券コード：233A）を新たに設定し、東京証券取引所に上場いたします。設定と運用開始は2024年8月16日、東京証券取引所への上場は8月20日の予定です。

近年、インドは大規模なインフラ投資や中間所得層の増加による内需拡大から、有望な投資先として投資家の興味・関心が高まっています。

このたび設定を予定しております「iFreeETF インドNifty50」（以下、「当ファンド」）は、インドを代表する50社の株式で構成される「Nifty50指数（配当込み、円ベース）」への連動を目指すETFです。また、1,487億円（2024年6月末現在）の純資産残高となっている「インド株式インデックス・マザーファンド」を通じて運用を行なうことで、現物のインド株式に投資する国内初※のETFとなります。（※2024年7月末現在、大和アセット調べ）

当ファンドではインドの現物株式と先物を組み合わせた運用を行なうことで、双方のメリットを活かしながら、コスト抑制とパフォーマンスの向上を追求していきます。

今後も投資家の皆さまの資産形成に資する様々な商品を提供してまいりますので、「iFreeETF」をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。



インドの現物株式・先物のベストミックスでコストを抑制した運用を追求

当ファンドは、実質的な運用を「インド株式インデックス・マザーファンド」（以下、「当マザーファンド」）を通じて行なう仕組みです。

インド株指数に連動を目指すインデックスファンドは、その市場の特殊性から、運用方法により連動対象指数とのリターンに相違が生じます。当マザーファンドでは、純資産総額が十分に拡大したことで、インド株の現物の組み入れを行なっております。インド株式の現物と先物双方のメリットを活かしながら、コストをより抑制した運用を追求しております。

表1：インド株式投資の特徴

現物購入時	・ 事前にインド・ルピーを送金している必要あり
現物売却時	・ 売却益に課税される（長期10%/短期15%） ・ 売却後に一定期間資金が拘束される

※現時点の税率。12カ月以上保有した現物売却は長期、未満は短期が適用。

- 先物やETFを組み入れないと、インデックス運用が難しい
- 現物の売買に制約があるため、裁定が働きにくい

表2：インドに投資する場合の投資対象の比較

	株価指数先物	インド株式現物	ETF（インド上場以外）
売買			
メリット	□ 売買の利便性が高い	—	□ 売買の利便性が高い
デメリット	□ 外貨エクスポージャーのために保有する通貨先物でも売買コストが発生する	□ 売買時に発生するコスト（固定額）が高い □ 売却益に対して課税される（キャピタルゲイン課税）	□ 取引時間が異なるため、売買すべきタイミングで売買することができない
保有			
メリット	—	□ 対象指数の構成と同じであるため、乖離が発生しにくい	—
デメリット	□ 裁定取引が困難な市場のため、対象指数との乖離が発生しやすい □ 毎月のロール時にコストが発生。外貨エクスポージャーのための通貨先物でもロールコストが発生	□ 指数構成銘柄変更の際、変更分について売買を行う必要あり	□ 裁定取引が困難な市場のため、対象指数との乖離が発生しやすい □ ETF管理費用あり（二重手数料） □ ETFがインド株式現物で運用される場合は左記を内包の可能性あり

売買利便性を活用しつつ、先物保有縮小で保有デメリット低減

純資産増加で売買固定コストの影響縮小により、現物保有可に

各ETFの管理費用や対象指数との乖離から、現時点で保有せず

**売買／保有のメリット・デメリットを日々考慮しながら
先物と現物を組み合わせて運用**

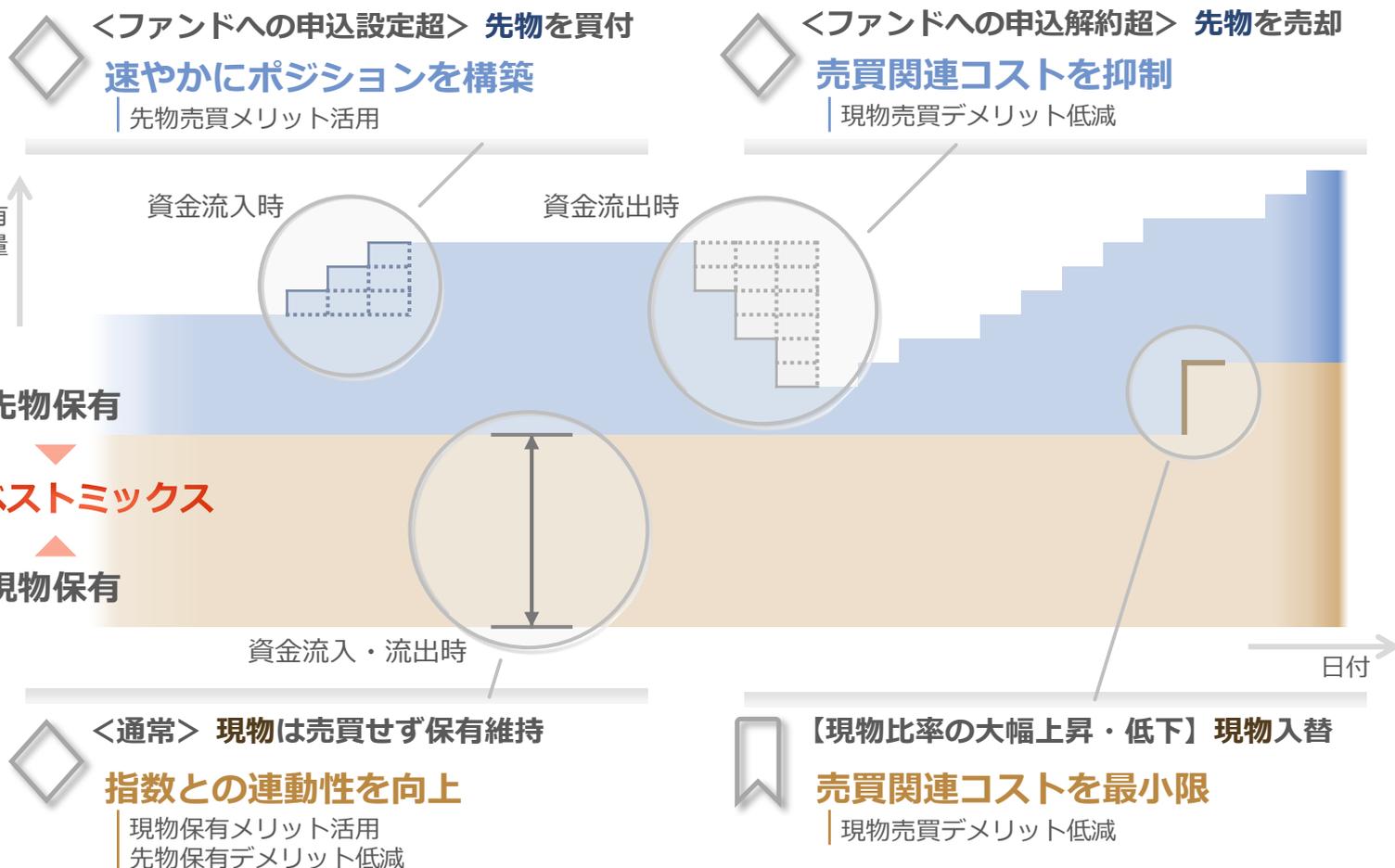
(参考) 運用イメージ：コスト抑制を追求したベストミックス運用

先物運用（株価指数・通貨）

Daily Adjustment

先物で日々のポジション調整を実施

- メリット享受：速やかなポジション構築・解消が可能である
- デメリット回避：現物組入で、パフォーマンス乖離を低減する



インド株式現物運用

Buy & Hold

十分な割合の先物保有により、現物はバイアンドホールド

- メリット享受：保有時のパフォーマンス乖離が最も小さい
- デメリット回避：売買頻度の最小化により、コストを抑制する

(参考) <Nifty50指数連動インデックスファンドの騰落率 (2024年6月末時点) >

ファンド情報					信託報酬控除後・期間別騰落率(%)				
ファンド名称	設定日	純資産 (億円)	実質信託報酬 (%, 税込)	商品 分類	1か月	3か月	6か月	1年	3年
A社: インド株式指数連動型 上場投信	2009年 11月24日	774	1.0450	ETF	8.8 <7>	13.2 <6>	22.1 <4>	32.9 <2>	91.0
大和: iFreeNEXT インド株 インデックス	2023年 3月13日	1,458	0.4730	投資 信託	9.7 <1>	14.1 <1>	23.8 <1>	35.5 <1>	-----
B社: Nifty50 インド株ファンド	2023年 8月29日	53	0.2970	投資 信託	8.9 <5>	13.6 <3>	22.3 <3>	-----	-----
C社: インド株式 インデックス・OP	2023年 12月15日	67	0.3080	投資 信託	8.9 <6>	13.5 <4>	22.3 <2>	-----	-----
D社: インド株式 インデックス	2024年 2月22日	212	0.4400	投資 信託	9.0 <3>	13.4 <5>	-----	-----	-----
大和: インド株 インデックス	2024年 3月1日	30	0.9790	投資 信託	9.6 <2>	14.0 <2>	-----	-----	-----
E社: インド株Nifty50 インデックスF	2024年 4月5日	153	0.3080	投資 信託	8.9 <4>	-----	-----	-----	-----
F社: Nifty50 印株 ETF	2024年 6月10日	40	0.3850	ETF	-----	-----	-----	-----	-----
G社: (インデックスシリーズ) インド株	2024年 6月28日	2	0.2805	投資 信託	-----	-----	-----	-----	-----
大和: iFreeETF インドNifty50	2024年 8月16日	-----	0.3850	ETF	-----	-----	-----	-----	-----

～ 表の見方 ～

1か月

9.7 — 期間別騰落率 (%)

<1> — 期間別騰落率順位 (位)

【ファンド設定日の古い順に記載】

Nifty50	9.9	14.6	25.1	39.2	102.0
---------	-----	------	------	------	-------

出所: QUICK投信分析評価サービス、Bloombergより大和アセットマネジメントが作成

※2024年6月末時点で、QUICK投信分析評価サービスにおけるQUICK属性「投資対象資産: 株式」、「投資対象地域: 海外」、「先進新興別: 新興国単一国」、「投資国: アジア インド」かつ、目論見書表紙へ記載する商品分類「補足分類: インデックス型」、属性区分「インデックス: Nifty50/Nifty 50を含む」となる全ファンドに加え、2024年8月16日に設定予定である当ファンドを併せて記載します。ETF (上場投資信託証券) を記載に含みます。

※当ファンドを除く、上記記載のファンド名称、設定日、純資産、実質信託報酬、商品分類、期間別騰落率 (ファンド) は、QUICK社のデータを使用しています。ファンド名称は、一部を削除しています。商品分類は、目論見書表紙へ記載する商品分類における独立区分がETFとなる場合を「ETF」と記載し、それ以外を「投資信託」と記載しています。当ファンドの記載については、交付目論見書より大和アセットマネジメントが作成しています。

※各期間別騰落率における順位は、2ファンド以上のリターンがある期間について、大和アセットマネジメントが計算しています。

※Nifty50指数 (税引後配当込み、円ベース) は、Nifty50指数 (税引後配当込み、インド・ルピー建て) をもとに、大和アセットマネジメントが計算したものです。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※当社運用ファンドを除く、上記記載のファンドの数値は運用方針などの商品性が異なるため、あくまでもご参考であることにご留意ください。

※「iFreeNEXT インド株インデックス」「インド株インデックス」および「iFreeETF インドNifty50」は、いずれも実質的な運用を「インド株式インデックス・マザーファンド」を通じて行なっております。

上記は、あくまでもご参考のために掲載したものであり、当ファンドの将来の成果を示唆・保証するものではありません。

iFreeETF インドNifty50

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をNifty50指数（配当込み、円ベース）（以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的としてインドの株式に投資します。

- 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、インドの株式に投資します。
 - ※信託財産の規模によっては、日本国債に投資するとともに、インドの株価指数を対象とした先物取引を利用します。
 - ※効率性の観点から、インドの株価指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。
- マザーファンドの純資産総額が運用可能上限額に近付き、マザーファンドへの追加投資が困難となった場合等は、以下の投資対象に直接投資することがあります。
 - ・インドの株式
 - ・インドの株価指数を対象とした先物取引^(*)
 - ・インドの株価指数との連動をめざすETF

*先物取引を利用する場合、同時に日本国債に投資する場合があります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目的として外国為替先物取引を利用する場合があります。

Nifty50指数について

Nifty50指数は、インドのナショナル証券取引所に上場している、浮動株調整後の時価総額、流動性の基準を用いて選定した50社の株式で構成される株価指数です。指数の計算方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。Nifty50指数は、1995年11月3日を基準日とし、基準日の指数値を1000として、インド・ルピー建てで計算されています。

※Nifty50指数（配当込み、円ベース）は、インド・ルピー建てのNifty50指数（配当込み）をもとに大和アセットマネジメントが円換算したものです。

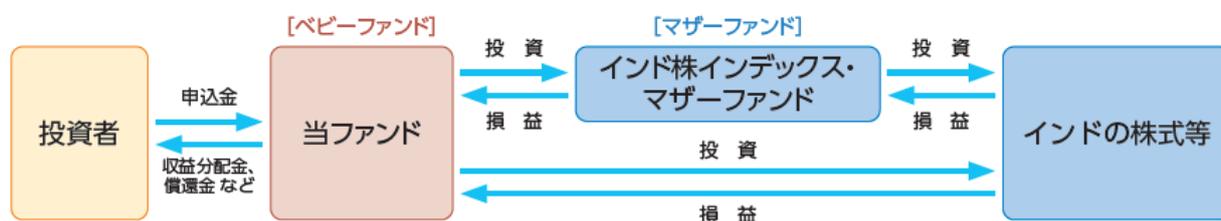
(注)「株式」…金融商品取引所上場株式および店頭登録株式
(上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR(預託証券)を含みます。)

※DR: Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドからインドの株式等への直接投資を行なうことができるものとします。



- マザーファンドおよび当ファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、有価証券の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

3 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は5,000口以上1口単位となります。

4 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は5,000口以上1口単位となります。

5 毎年3月4日および9月4日に決算を行ないます。

(注) 第1計算期間は、2025年3月4日までとします。

- 原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

当ファンドは、NSE INDICES LIMITEDが発起、保証、販売または販売促進を行っているものではありません。

NSE INDICES LIMITEDは、当ファンドの所有者または一般のいかなる人に対しても、有価証券全般または当ファンドへの投資の妥当性、あるいはNifty50指数のインド株式市場全体のパフォーマンスへの連動性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証を行いません。

NSE INDICES LIMITEDと大和アセットマネジメント株式会社との関係は、NSE INDICES LIMITEDが、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に決定、構築および算出を行う指数と指数に関連する商標および商号についての使用を許諾することだけでしかありません。

NSE INDICES LIMITED は、Nifty50指数の決定、構築および計算に関して、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要望を考慮する義務を負いません。

NSE INDICES LIMITED は、当ファンドの設定に関してその時期、価格もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与もしていません。

NSE INDICES LIMITEDは、当ファンドの管理、販売または取引に関していかなる義務または責任も負いません。

NSE INDICES LIMITEDは、Nifty50指数とそれに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではなく、その誤り、欠落、障害に対していかなる責任も負わないものとします。

NSE INDICES LIMITEDは、Nifty50指数またはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。

NSE INDICES LIMITEDは、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつNifty50指数またはそれに含まれるデータに関して、商品性または特定の目的または使用に対する適合性のすべての保証を明示的に否認します。

上記に関わらず、NSE INDICES LIMITEDは、いかなる直接的、特別の、懲罰的、間接的または結果的損害（逸失利益を含む）も含めて、本ファンドに起因または関連するあらゆる請求、損害または損失について、たとえそれらの可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
 為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
 カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおける、非居住者による株式の売却益（キャピタル・ゲイン）に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

追加的記載事項

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・ 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・ 株価指数先物およびETFと指数の動きの不一致（先物およびETFを利用した場合）
- ・ 株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- ・ 株式、株価指数先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- ・ 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

■ 手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	5,000口以上1口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（100口当たりの価額で表示されます。）
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	5,000口以上1口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（100口当たりの価額で表示されます。）
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

 申込について	申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
	申込受付中止日	<p>〈購入申込みの受け付けの停止〉</p> <p>※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. ナショナル証券取引所（インド）の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>〈換金申込みの受け付けの停止〉</p> <p>※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. ナショナル証券取引所（インド）の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
	購入の申込期間	2024年8月16日から2025年11月27日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消することがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消することがあります。

 その他	信託期間	無期限（2024年8月16日当初設定）
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了（償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が150万口未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3月4日および9月4日 (注) 第1計算期間は、2025年3月4日までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	3,000億円
	公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
	運用報告書	—
	課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2024年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆受託会社：りそな銀行

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.385%(税抜0.35%)以内 (提出日現在、 年率0.385%(税抜0.35%))	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.33%
	受託会社	年率0.02%
その他の費用・ 手数料	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ● 受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 <p>※提出日現在、商標使用料は、日々の純資産総額に年率0.05%程度を乗じて得た額となります。なお、支払いは一定期間分をまとめて米ドルで行なうことから、計上時と支払い時の為替レートの差異により、前記と異なる場合があります。(年間15,000米ドルを下回る場合は15,000米ドルとなります。)</p> <p>※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

〈税金〉

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
売却時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
換金時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度(愛称：NISA(ニーサ))をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当の方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ その他

詳しくは、「有価証券届出書」をご覧ください。

また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

投資信託のご購入に際し、お客さまにご理解いただきたいこと

お客さまが投資信託をご購入する際には、以下の2つの注意点を十分ご理解いただいた上で、当該投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」を必ずご覧いただき、ご自身の判断で投資に関する最終決定をなさるようお願いいたします。

注意点① お客さまにご負担いただく費用について

	種類	料率	費用の内容	ご負担いただく費用金額のイメージ (金額は左記の料率の上限で計算しています)
直接的にご負担いただく費用	購入時手数料	0~3.3% (税込)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	基準価額10,000円の時に100万口を購入される場合、 最大33,000円 をご負担いただきます。
	信託財産留保額	0~0.5%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられます。	基準価額10,000円の時に100万口を換金される場合、 最大5,000円 をご負担いただきます。
信託財産で間接的にご負担いただく費用	運用管理費用 (信託報酬)	年率 0~1.98% (税込)	投資信託の運用・管理費用として、販売会社、委託会社、受託会社の三者が、信託財産の中から受け取る報酬です。	基準価額10,000円の時に100万口を保有される場合、 最大1日あたり約55円 をご負担いただきます。
	その他の費用・手数料		監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。(その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません)	

※費用の種類や料率等は販売会社や個々の投資信託によって異なります。上記費用の料率は大和アセットマネジメントが運用する一般的な投資信託の料率を表示しております。ファンド・オブ・ファンズでは、ファンドが投資対象とする投資信託の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。また投資信託によっては、運用実績に応じた報酬や換金手数料をご負担いただく場合があります。

※手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。※投資信託により異なりますので、くわしくは販売会社にお問い合わせください。また、詳細につきましては「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

注意点② 投資信託のリスクについて

投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。投資信託が投資する有価証券等によりリスクの要因は異なりますので、お申込みにあたっては、投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。